

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇土市長 元松 茂樹

市町村名 (市町村コード)	宇土市 (43211)
地域名 (地域内農業集落名)	緑川地区(辺田、潟、下新開、上新開、大曲、恵里、飯塚、鶴見塚、伊津野、城塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)

・緑川地区の農地面積は約405haとなっている。水田が多く広がっており、水田作、施設園芸の栽培を行っている。認定農業者の担い手も多く存在しているが、農業後継者は少なく、高齢化等により将来の農業経営の継承が円滑に行われるかどうかや、中山間部を中心に耕作放棄地の増加が懸念される。今後農地を維持していくためには、農業後継者の確保や分散する担い手の農地の集約化を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ・認定農業者:57経営体
- ・主な作物:水稲、葉たばこ、施設園芸(ミニトマト、イチゴ、メロン、ナス)、露地野菜、果樹等

(課題)

- ・10年後の耕作年齢が70歳以上の農地が過半を超える。また、10年後の耕作者がいない又は未定となっている農地が目立っている。
- ・農業者の高齢化、後継者不足。
- ・用排水施設の整備による効率化。
- ・燃油価格や資材価格の高騰など経費が増大している。
- ・猪による鳥獣害の被害が増加傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農作業の効率化を図る(畔を無くし農地を大区画化することで、作業の効率化を図る。農地を担い手に集約し、効率的な農業経営を目指す。)
- ・空き農地や不要になった機械・資材等の地域情報を共有できる仕組みづくり。
- ・営農組織の設立や新規就農者の受け入れを実施し、後継者の確保を図る。
- ・地域の農地に水がいきわたるよう整備を実施し安心して農業ができる環境を整える。
- ・緑川地区ブランドの確立。(作物)
- ・アーバンファームの推進。
- ・農家同士で協力できる体制の構築。
- ・土地貸借設定の見直し。
- ・鳥獣害対策を徹底する。
- ・地域の直売所設置検討。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	405 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	405 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等の区域については慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。また、畦を撤去することで、大規模化、農地の集約を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を勘案し、農地中間管理事業を活用して段階的に集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。 ・水源の確保等、水回りの整備を地域の状況に応じて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・家族経営体を法人化したり、地域で営農組織を作ったりすることで、共同で補助事業を受ける体制を整えたり、スマート農業の推進を図る。それにより、人手不足や遊休農地の解消を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところは未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				